

「政府標準利用規約（第1.0版）」の概要

（背景・趣旨）

オープンデータの取組の一つである「二次利用を促進する利用ルールの整備」に関し、「世界最先端 I T 国家創造宣言 工程表」及び「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（ともに平成25年6月IT総合戦略本部決定）において、各府省ホームページの利用ルールの見直しを行うことが記載され、また、利用ルールの在り方について、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月各府省CIO連絡会議決定）で基本的考え方が示されている。

「政府標準利用規約（第1.0版）」は、各府省ホームページで公開するコンテンツの二次利用を広く認めることとするため、電子行政オープンデータ実務者会議の議論等を踏まえ作成した、各府省ホームページの新たな利用規約のひな形である。今回、ガイドライン本文の基本的考え方を具体化したものとして、ガイドラインを改定し、その別添とすることとする。

なお、ガイドライン本文においては、各府省ホームページにおけるコンテンツ利用ルールを速やかに「政府標準利用規約（第1.0版）」に変更すること、当該ルールの変更状況及び変更後のコンテンツの利用状況等について実務者会議でフォローアップすることとしている。

「政府標準利用規約（第1.0版）」の概要は以下のとおり。

1. 基本的なコンテンツの利用ルール

ホームページで公開しているコンテンツは、2. の別の理由ルールが適用されるコンテンツを除き、1) ～ 7) に従って、自由に利用（複製、翻案等）できる。

1) 出典の記載

ア 利用する際は、出典を記載すること。

イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。また、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止。

2) 第三者の権利を侵害しないようにすること

コンテンツの中に第三者（国以外の者）が著作権等の権利を有しているものがある場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。

3) 一定の利用形態の禁止

法令、条例又は公序良俗に反する利用や国家・国民の安全に脅威を与える利用は禁止。

4) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意

5) 準拠法と合意管轄

6) 免責

7) その他

本利用ルールについては、平成27年度に見直しの検討を行うものとする。

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

各府省において、1. とは異なる利用ルールが適用されるコンテンツを定めることができる。（その具体的・合理的な根拠と併せ、該当するコンテンツを示すことが必要。）